

経済産業省告示第四百十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第五号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第九百二十三号（輸出貿易管理令第四条第一項第五号に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）の一部を次のように改正し、平成十六年一月二十日から施行する。

平成十五年十二月二十四日

経済産業大臣 中川 昭一

第一号イ中「もの」の下に「（外国でのみ販売されるものについては、当該販売の態様を書面により確認できるものに限る。）」を加える。